

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案参照条文

学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）（抄）	1
国家行政組織法（昭和二十三年七月十日法律第二十号）（抄）	1
保健師助産師看護師法（昭和二十三年七月三十日法律第二百三号）（抄）	1
地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）	2
教育公務員特例法（昭和二十四年一月十二日法律第一号）（抄）	3
教育職員免許法（昭和二十四年五月三十一日法律第四百七号）（抄）	4
教育職員免許法施行法（昭和二十四年五月三十一日法律第四百八号）（抄）	24
私立学校法（昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十号）（抄）	25
地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）（抄）	25
学校給食法（昭和二十九年六月三日法律第六十号）（抄）	27
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年六月三十日法律第六十二号）（抄）	27
構造改革特別区域法（平成十四年十二月十八日法律第八十九号）（抄）	29

学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）（抄）

第二条（略）

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

国家行政組織法（昭和二十三年七月十日法律第二百十号）（抄）

（審議会等）

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

保健師助産師看護師法（昭和二十三年七月三十日法律第二百三号）（抄）

第五十一条 旧保健婦規則により都道府県知事の保健婦免許を受けた者は、第二十九条の規定にかかわらず、保健師の名称を用いて第二条に規定する業を行うことができる。

2（略）

3 第一項の者は、第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の免許を受けることができる。

第五十三条 旧看護婦規則により都道府県知事の看護婦免許を受けた者は、第三十一条及び第四十二条の三第三項の規定にかかわらず、看護師の名称を用いて、第五条に規定する業を行うことができる。

2（略）

3 第一項の者は、第七条第三項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の免許を受けることができる。

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務
- 八 障害者の自立支援に関する事務
- 九 食品衛生に関する事務
- 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務
- 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
- 十一の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
- 十二 結核の予防に関する事務
- 十三 都市計画に関する事務
- 十四 土地区画整理事業に関する事務
- 十五 屋外広告物の規制に関する事務

(中核市の権能)

- 第二百五十二条の二十二 政令で指定する人口三十万以上の市(以下「中核市」という。)は、第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務その他の中核市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。
- 2 中核市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事の指示その他の命令に代えて、各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

教育公務員特例法(昭和二十四年一月十二日法律第一号)(抄)

(条件附任用)

- 第十二条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園(以下「小学校等」という。)の教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という。)に係る地方公務員法第二十二条第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。

2 (略)

(研修)

- 第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。
- 2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(研修の機会)

- 第二十二条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。
- 2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(政令で指定する者を除く。)に対して、その採用の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者(次項において「初任者」という。)の所属する学校の教頭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

(十年経験者研修)

第二十四条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その在職期間(公立学校以外の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。)が十年(特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数)に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修(以下「十年経験者研修」という。)を実施しなければならない。

2 任命権者は、十年経験者研修を実施するに当たり、十年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに十年経験者研修に関する計画書を作成しなければならない。

3 第一項に規定する在職期間の計算方法、十年経験者研修を実施する期間その他十年経験者研修の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(研修計画の体系的な樹立)

第二十五条 任命権者が定める初任者研修及び十年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならない。

教育職員免許法(昭和二十四年五月三十一日法律第四百十七号)(抄)

(定義)

第二条 この法律で「教育職員」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園(以下学校という。)の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(以下教員という。)をいう。

2 この法律で「所轄庁」とは、大学附置の国立学校(学校教育法第二条第二項に規定する国立学校をいう。以下同じ。)又は公立学校の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、私立学校の教員にあつては都道府県知事をいう。

3・4 (略)

(免許状を要しない非常勤の講師)

第三条の二 次に掲げる事項の教授又は実習を担当する非常勤の講師については、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

- 一 小学校における次条第六項第一号に掲げる教科の領域の一部に係る事項
- 二 中学校における次条第五項第一号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項
- 三 高等学校における次条第五項第二号に掲げる教科及び第十六条の三第一項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項
- 四 中等教育学校における前二号に掲げる事項
- 五 特別支援学校(幼稚部を除く。)における第一号から第三号までに掲げる事項及び自立教科等の領域の一部に係る事項
- 六 教科に関する事項で文部科学省令で定めるもの

2 (略)

(種類)

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2～6 (略)

第四条の二 (略)

- 2 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担当する教員の普通免許状及び臨時免許状は、前条第二項の規定にかかわらず、文部科学省令で定めるところにより、障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。
- 3 特別支援学校教諭の特別免許状は、前項の文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

(授与)

第五条（略）

- 一 十八歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
- 三 成年被後見人又は被保佐人
- 四 禁錮以上の刑に処せられた者
- 五・六（略）
- 七 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2{4（略）
- 5（略）
  - 一 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者
  - 二 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められた者
- 6 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

（免許状の授与の手續等）

第五条の二（略）

- 2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たつては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目（次項において「特別支援教育科目」という。）の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、一又は二以上の特別支援教育領域を定めるものとする。
- 3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、前項に規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

（教育職員検定）

第六条 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う。

2 (略)

3 以上の教科についての教諭の免許状を有する者に他の教科についての教諭の免許状を授与するため行う教育職員検定は、第一項の規定にかかわらず、受検者の人物、学力及び身体について行う。この場合における学力の検定は、前項の規定にかかわらず、別表第四の定めるところによつて行わなければならない。

(証明書の発行)

第七条 大学(文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。)は、免許状の授与、新教育領域の追加の定め(第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めをいう。)又は教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の学力に関する証明書を発行しなければならない。

2 国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)の理事長は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。

3 (略)

(効力等)

第九条 (略)

2 (略)

3 臨時免許状は、その免許状を授与したときから三年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

(失効)

第十条 (略)

一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至つたとき。

二 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。

2 (略)



(取上げ)

第十一条 国立学校又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者(教育職員以外の者に限る。)が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

3 (略)

4 前条第二項の規定は、前項の規定により免許状が失効した者について準用する。

第十四条 (略)

一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するとき。

二・三 (略)

(免許状授与の特例)

第十六条の二 普通免許状は、第五条第一項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験(以下「教員資格認定試験」という。)に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2 (略)

(中学校等の教員の特例)

第十六条の三 中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状は、それぞれ第四条第五項第一号又は第二号に掲げる教科のほか、これらの学校における教育内容の変化並びに生徒の進路及び特性その他の事情を考慮して文部科学省令で定める教科について授与することができる。

2 前項の免許状は、第五条第一項本文の規定によるほか、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部科学省令で定める資格を有する者に授与する。

3 (略)

第十六条の四 (略)

2 (略)

3 第一項の免許状は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者に授与する。

(外国において授与された免許状を有する者等の特例)

第十八条 外国（本州、北海道、四国、九州及び文部科学省令で定めるこれらに附属する島以外の地域をいう。以下同じ。）において授与された教育職員に関する免許状を有する者又は外国の学校を卒業し、若しくは修了した者については、この法律及びこの法律施行のために発する法令の規定に準じ、教育職員検定により、各相当の免許状を授与することができる。

2 前項の規定は、第五条の二第三項の規定により特別支援学校の教員の免許状に新教育領域を追加して定める場合について準用する。この場合において、前項中「外国」とあるのは「特別支援学校の教員の免許状を有する者であつて、当該免許状の授与を受けた後、外国」と、「各相当の免許状を授与する」とあるのは「その有する特別支援学校の教員の免許状に各相当の新教育領域を追加して定める」と読み替えるものとする。

(その他の事項)

第二十條 免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則で定める。

第二十一条 (略)

一 (略)

二 第七条第一項又は第二項の請求があつた場合に、虚偽の証明書を発行したとき。

2 (略)

第二十三条 (略)

一 第三条の二第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (略)

別表第一（第五条、第五条の二関係）

特別支援学校 教諭		高等学校教諭		中学校教諭			小学校教諭			免許状の種類	所要資格	基礎資格	第 三 欄				
		専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状	二種免許状				科目 大学において修得することを必要とする最低単位数	科目 教職に関する	科目 教科又は教職 に関する科目	特別支援教育 に関する科目	
二種免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状	二種免許状	基礎資格	科目	科目	科目	特別支援教育 に関する科目
すること。	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。	修士の学位を有すること。	修士の学位を有すること。	修士の学位を有すること。	短期大学士の学位を有すること。	修士の学位を有すること。	修士の学位を有すること。	修士の学位を有すること。	短期大学士の学位を有すること。	修士の学位を有すること。	修士の学位を有すること。		八	四一	二四	
			二〇	二〇	一〇	二〇	二〇	四	八	八	四一	四一					
			一六	四〇	四	八	三三				二	一〇					
一六	二六	五〇															

幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。		
	一種免許状	学士の学位を有すること。	六	
二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	四	二七	
備考	<p>一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。</p> <p>二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。</p> <p>二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。</p> <p>二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。</p> <p>三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。</p> <p>四 この表の規定により小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。</p> <p>五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。</p> <p>イ 文部科学大臣が第十六条の三第三項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの</p> <p>ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指</p>	六	三五	三四

定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認めるもの

六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。

七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

九 中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目の欄に定める単位数（専修免許状に係る単位数については、第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。

別表第二（第五条関係）

第一欄		第二欄		第三欄		
免許状の種類		基礎資格		大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数		
専修免許状	修士の学位を有すること。	基礎資格	養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目	
			二八	二二	三一	

備考 一 第一欄の「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、文部科	養護教諭					
	二種免許状		一種免許状			
	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。	ロ 保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受けていること。	ハ 保健師助産師看護師法第五十一条第一項の規定に該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に一年以上在学すること。	ハ 保健師助産師看護師法第七条第三項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	ロ 保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。
			二四	一二	四	二八
			一四	一〇	八	二二
			四			七

学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認められた場合を含むものとする。

二 専修免許状に係る第三欄に定める養護又は教職に関する科目の単位数のうち、その単位数から一種免許状のイの項に定める当該科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

三 この表の一種免許状の口の項又はハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状のイの項に定める単位数については既に修得したものとみなす。

四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数（イの項に定めるものに限る。）は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第二の二（第五条関係）

免許状の種類	専修免許状	第一欄			第二欄			第三欄		
		所要資格			基礎資格			大学において修得することを必要とする最低単位数		
		修士の学位を有すること及び栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。	四	一八	二四	栄養に係る教育又は教職に関する科目	栄養に係る教育又は教職に関する科目	栄養に係る教育又は教職に関する科目	栄養に係る教育又は教職に関する科目	栄養に係る教育又は教職に関する科目
		学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受								

<p>栄養教諭</p>	<p>一種免許状</p>	<p>けていること又は同法第五条の三第四号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。</p>	<p>四</p>	<p>一八</p>
	<p>二種免許状</p>	<p>短期大学の学位を有すること及び栄養士法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。</p>	<p>二</p>	<p>一一</p>
<p>備考</p>	<p>一 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。</p> <p>二 第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。</p>			

別表第三（第六条関係）

<p>所要資格</p>	<p>第一欄</p>	<p>第二欄</p>	<p>第三欄</p>	<p>第四欄</p>
	<p>有することを必要とする第一欄に掲げる教員（当該学校の助教諭を含む。第三欄において同じ。）の免許状</p>	<p>第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる教員又は当該学校の講師（これらに相当する中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の教員を含む。）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証</p>	<p>第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数</p>	



受けようとする 免許状の種類	の種類										明を有することを必要とする最低 在職年数			
	幼稚園教諭			高等学校教諭			中学校教諭			小学校教諭				
備考	専修免許状	特別免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	特別免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	特別免許状	一種免許状	二種免許状	三	一五
		特別免許状	一種免許状	二種免許状		特別免許状	一種免許状	二種免許状		特別免許状	一種免許状	二種免許状		
	一種免許状	特別免許状	一種免許状	二種免許状	一種免許状	特別免許状	一種免許状	二種免許状	一種免許状	特別免許状	一種免許状	二種免許状	三	四五
		特別免許状	一種免許状	二種免許状		特別免許状	一種免許状	二種免許状		特別免許状	一種免許状	二種免許状		
	専修免許状	特別免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	特別免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	特別免許状	一種免許状	二種免許状	三	一五
		特別免許状	一種免許状	二種免許状		特別免許状	一種免許状	二種免許状		特別免許状	一種免許状	二種免許状		
	一種免許状	特別免許状	一種免許状	二種免許状	一種免許状	特別免許状	一種免許状	二種免許状	一種免許状	特別免許状	一種免許状	二種免許状	三	四五
		特別免許状	一種免許状	二種免許状		特別免許状	一種免許状	二種免許状		特別免許状	一種免許状	二種免許状		
	二種免許状	特別免許状	一種免許状	二種免許状	二種免許状	特別免許状	一種免許状	二種免許状	二種免許状	特別免許状	一種免許状	二種免許状	六	四五
		特別免許状	一種免許状	二種免許状		特別免許状	一種免許状	二種免許状		特別免許状	一種免許状	二種免許状		
二種免許状	特別免許状	一種免許状	二種免許状	二種免許状	特別免許状	一種免許状	二種免許状	二種免許状	特別免許状	一種免許状	二種免許状	六	四五	
	特別免許状	一種免許状	二種免許状		特別免許状	一種免許状	二種免許状		特別免許状	一種免許状	二種免許状			特別免許状

備考

一 実務の検定は第三欄により、学力の検定は第四欄によるものとする（別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の場合においても同様とする。）。

二 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする（別表第五の第二欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第三欄の場合においても同様とする。）。

三 第三欄の「第一欄に掲げる教員」には、これに相当するものとして文部科学省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者を含むものとし、その者についての第三欄の実務証明責任者については、文部科学省令で定める。

四 専修免許状に係る第四欄に定める単位数のうち十五単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻

科の課程において修得するものとする（別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二及び別表第七の第四欄の場合においても同様とする。）。

五 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第四欄に定める単位数は、短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる（別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二及び別表第七の第四欄の場合においても同様とする。）。

六 第四欄の単位数（第四号に規定するものを含む。）は、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得した単位、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる（別表第四及び別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第四欄の場合においても同様とする。）。

七 この表の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者（小学校教諭の特別免許状を有する者でこの表の規定により小学校教諭の一種免許状の授与を受けようとするものを除く。）について、第三欄に定める最低在職年数を超える在職年数があるときは、五単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数（第四欄に定める最低単位数から十単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数を超える在職年数には、文部科学省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる（別表第六及び別表第六の二の場合においても同様とする。）。

八 二種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して十二年を経過したもの（幼稚園の教員を除く。）の免許管理者は、当該十二年を経過した日（第十号において「経過日」という。）から起算して三年の間において、当該者の意見を聴いて、一種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる大学の課程、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験（次号及び第十号において「大学の課程等」という。）の指定を行う。

九 前号に規定する者を任命し、又は雇用する者は、前号の規定により指定される大学の課程等において当該者が単位を修得することができる機会を与えるように努めなければならない。

十 第八号の規定により大学の課程等の指定を受けた者で経過日から起算して三年を経過する日までに一種免許状を取得していないものについては、第七号の規定にかかわらず、当該日の翌日以後は、第四欄に定める最低単位数は同欄に定める単位数とする。

別表第四（第六条関係）

備考	第一欄		第二欄		第三欄	
	一種免許状	専修免許状	専修免許状又は一種免許状	専修免許状又は一種免許状	二〇	二〇
<p>一 学力の検定は、第三欄によるものとする。</p> <p>二 専修免許状に係る第三欄に定める教科又は教職に関する科目の単位は、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。</p> <p>三 中学校教諭の一種免許状に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から中学校教諭の二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。</p> <p>四 この表の規定により他の教科についての専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者が、当該他の教科について一種免許状又は二種免許状を有するときは、専修免許状又は一種免許状の項第三欄に定める単位数からそれぞれ一種免許状又は二種免許状の項第三欄に定める単位数を差し引くものとする。</p> <p>五 第十六条の四第一項の一種免許状を有する者が高等学校教諭の同項の文部科学省令で定める事項に係る教科についての</p>	<p>所要資格</p> <p>受けようと する他の教科に ついての免許状の種類</p>	<p>有することを必要とする第一欄に掲げる教員の以上の教科についての免許状の種類</p>	<p>大学において修得することを必要とする最低単位数</p> <p>教科に関する科目</p> <p>教職に関する科目</p> <p>教科又は教職に関する科目</p>	<p>二〇</p> <p>二〇</p> <p>一〇</p> <p>二〇</p> <p>二〇</p>	<p>四</p> <p>四</p> <p>三</p> <p>八</p> <p>八</p>	<p>二四</p> <p>二四</p>
	<p>高等学校教諭</p> <p>専修免許状</p> <p>一種免許状</p> <p>二種免許状</p>	<p>専修免許状</p> <p>専修免許状又は一種免許状</p> <p>専修免許状、一種免許状又は二種免許状</p> <p>専修免許状</p> <p>専修免許状又は一種免許状</p>	<p>専修免許状</p> <p>専修免許状又は一種免許状</p> <p>専修免許状</p> <p>専修免許状又は一種免許状</p>	<p>二〇</p> <p>二〇</p> <p>一〇</p> <p>二〇</p> <p>二〇</p>	<p>四</p> <p>四</p> <p>三</p> <p>八</p> <p>八</p>	<p>二四</p> <p>二四</p>

種免許状の授与を受けようとする場合については、当該教科を他の教科とみなし、同項の免許状を一以上の教科についての一種免許状とみなして、この表の高等学校教諭の一種免許状の項の規定を適用する。この場合においては、同項第三欄に定める単位数から文部科学省令で定める単位数を差し引くものとする。

別表第五（第六条関係）

第一欄		第二欄	第三欄
所要資格		基礎資格	
受けようと する免許状の種類	専修免許状	第一欄に掲げる教諭の一種免許状を取得した後、三年以上中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この欄において同じ。）において職業実習を担当する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
中学校において 職業実習を 担任する教諭	一種免許状	第一欄に掲げる教諭の二種免許状を取得した後、三年以上中学校において職業実習を担当する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。	一五
二種免許状		イ 大学において職業実習に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、一年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。 ロ 大学に二年以上在学し、職業実習に関する学科を専攻して、三年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	

		<p>八 職業実習についての中学校助教諭の臨時免許状を取得した後、六年以上中学校において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。</p>	二〇
<p>高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する教諭</p>	<p>専修免許状</p>	<p>第一欄に掲げる教諭の一種免許状を取得した後、三年以上高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）以下この欄において同じ。）において当該実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。</p>	一五
<p>備考</p>	<p>一種免許状</p>	<p>イ 大学において第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、一年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。</p> <p>ロ 第一欄に掲げる実習についての高等学校助教諭の臨時免許状を取得した後、三年以上高等学校において当該実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること。</p>	一〇
<p>備考</p> <p>一 実務の検定は第二欄により、学力の検定は第三欄によるものとする。</p> <p>一の二 第二欄の「学士の学位」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格として認めたものを含むものとする。</p> <p>二 第二欄の「当該実習を担任する教員」には、これに相当するものとして文部科学省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者を含むものとし、その者についての同欄の実務証明責任者については、文部科学省令で定める。</p> <p>三 この表の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者について、第二欄に定める最低在職年数を超える在職年数があるときは、五単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数（第三欄に定める最低単位数から十単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数を超える在職年数には、文部科学省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる。</p> <p>四 この表の規定により中学校助教諭の二種免許状を受けようとする者が、職業実習に関する学科の課程を修めて高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。）又は中等教育学校を卒業した者であるときは、中学校</p>			

において職業実習を担任する教諭の二種免許状八の項第三欄中「二〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

別表第六（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	所要資格 有することを必要とする 養護教諭又は養護助 教諭の免許状の種類	受けようと する免許状の種類
					養護教諭 二種免許状 臨時免許状
					一種免許状 二種免許状 臨時免許状
					六 三 三
					三 二 一五

備考

一 この表の規定により一種免許状を受けようとする者が、別表第二の二種免許状の口の項の規定により授与された二種免許状を有するときは、一種免許状の項第三欄中「三」とあるのは「一」と、同項第四欄中「二〇」とあるのは「一〇」と読み替えるものとする。

二 この表の規定により二種免許状を受けようとする者が、保健師助産師看護師法第七条第三項の規定により看護師の免許を受けている場合においては、二種免許状の項第三欄に定める最低在職年数に満たない在職期間（一年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、同項第四欄中「三〇」とあるのは、「一〇」と読み替えるものとする。

三 第二欄の臨時免許状を有する者には、当分の間、これに相当する者として文部科学省令で定める者を含むものとし、その者についての二種免許状の項第三欄及び第四欄の規定の適用については、当該文部科学省令で定める者となつたことをもつて臨時免許状の取得とみなす。

四 第三欄の「養護教諭又は養護助教諭」には、当分の間、学校において児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で文部科

学省令で定めるものを含むものとし、その者についての同欄の実務証明責任者については、文部科学省令で定める。

別表第六の二（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
	有することを必要とする 栄養教諭の免許状の 種類	第二欄に定める各免許状を取得した 後、栄養教諭として良好な勤務 成績で勤務した旨の実務証明責任 者の証明を有することを必要とす る最低在職年数	第二欄に定める各免許状を取得した 後、大学において修得することを必要 とする最低単位数
栄養教諭 受けようと する免許状の種類	専修免許状 一種免許状	三	一五
備考	一種免許状	三	四

備考 この表の規定により一種免許状を受けようとする者が、栄養士法第一条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けている場合においては、一種免許状の項第三欄に定める最低在職年数に満たない在職期間（一年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、同項第四欄中「四」とあるのは、「八」と読み替えるものとする。

別表第七（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする 特別支援学校の教員 （二種免許状の授与を 受けようとする場合に あつては、小学校、中 高等学校、中等教育学校又は幼稚	第二欄に定める各免許状を取得した 後、特別支援学校の教員（二種 免許状の授与を受けようとする場 合にあつては、小学校、中学校、 高等学校、中等教育学校又は幼稚	第二欄に定める各免許状を取得した 後、大学において修得することを必要 とする最低単位数

備考 この表の規定により専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者に係る第三欄に定める最低在職年数については、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員として在職した年数とする。	免許状の種類 受けようとする		学校、高等学校又は幼稚園の教員）の免許状の種類	園の教員を含む。）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	
	特別支援学校 専修免許状		一種免許状		一五
	教諭 二種免許状	一種免許状 二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状		

別表第八（第六条関係）

小学校教諭二種免許状 受けようとする免許状の種類	第一欄 所要資格	第二欄 有することを必要とする学校の免許状	第三欄 第二欄に定める各免許状を取得した後、当該学校における教諭又は講師（これらに相当する中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の教諭又は講師を含む。）として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第四欄 第二欄に定める免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位数
幼稚園教諭普通免許状			三	一三



		中学校教諭普通免許状	三	一二
		小学校教諭普通免許状	三	一四
		高等学校教諭普通免許状	三	九
	中学校教諭二種免許状	中学校教諭普通免許状 (二種免許状を除く。)	三	一一
	高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状 (二種免許状を除く。)	三	一一
	幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	三	六

備考 中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合又は高等学校教諭免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、文部科学省令で定める。

教育職員免許法施行法（昭和二十四年五月三十一日法律第四百四十八号）（抄）

（旧令による教員免許状を有する者についての特例）

第一条 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）、旧教員免許令（明治三十三年勅令第三百三十四号）又は旧幼稚園令（大正十五年勅令第七十四号）の規定により授与された次の表の上欄各号に掲げる教員免許状を有する者は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百四十七号）（以下「免許法」という。）第五条第一項本文の規定にかかわらず、それぞれその下欄に掲げる教員の免許状を有するものとみなす。

表略

- 2 前項の表の各号の下欄に掲げる中学校又は高等学校の教員の免許状に関する免許法第四条第五項に掲げる教科については、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定により、同項の表の下欄に掲げる教員の免許状を有するものとみなされた者は、それぞれ当該下欄に掲げる教員の免許状の交付を受けるものとする。
- 4 前項の免許状の交付は、免許法第十五条に規定する免許状の再交付とみなす。

(従前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の授与)

第二条 次の表の上欄各号に掲げる者は、免許法第六条第一項の規定による教育職員検定により、それぞれその下欄に掲げる免許状の授与を受けることができる。

表  
略

2 前項の表の各号の下欄に掲げる中学校又は高等学校の教員の免許状に関する免許法第四条第五項に掲げる教科については、文部科学省令で定める基準に従い、都道府県の教育委員会規則で定める。

私立学校法(昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十号)(抄)

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

地方公務員法(昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号)(抄)

(任命権者)

第六条 地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視總監、道府県警察本部長、市町村の消防長(特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。)その他法令又は条例に基づく任命権者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律並びにこれに基づく条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、それぞれ職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする。

2 前項の任命権者は、同項に規定する権限の一部をその補助機関たる上級の地方公務員に委任することができる。

(任命の方法)

第十七条 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。

(降任、免職、休職等)

第二十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務実績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第十六条各号(第二号を除く。)の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

(適用除外)

第二十九条の二 左に掲げる職員及びこれに対する処分については、第二十七条第二項、第二十八条第一項から第三項まで、第四十九条第一項及び第二項並びに行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定を適用しない。

一 条件附採用期間中の職員

二 臨時的に任用された職員

2 (略)

(研修)

第三十九条 職員には、その勤務能率の發揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 前項の研修は、任命権者が行うものとする。

3 地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする。

4 人事委員会は、研修に関する計画の立案その他研修の方法について任命権者に勧告することができる。

学校給食法（昭和二十九年六月三日法律第六十号）（抄）

（学校給食栄養管理者）

第五条の三 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年六月三十日法律第六十二号）（抄）

（任命権者）

第三十七条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。

2 前項の規定による都道府県委員会の権限の一部の委任については、地方公務員法第六条第二項の規定にかかわらず、この法律第二十六条の規定によるものとする。

（サービスの監督）

第四十三条 市町村委員会は、県費負担教職員のサービスを監督する。

2 県費負担教職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村委員会の定める教育委員会規則及び規程（前条又は次項の規定によつて都道府県が制定する条例を含む。）に従い、かつ、市町村委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

3 県費負担教職員の任免、分限又は懲戒に関して、地方公務員法の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

4 都道府県委員会は、県費負担教職員の任免その他の進退を適切に行うため、市町村委員会の行う県費負担教職員のサービスの監督又は前条、前項若しくは第四十七条の三第一項の規定により都道府県が制定する条例若しくは同条第二項の都道府県の定めの実施について、技術的な基準を設けることができる。

(研修)

- 第四十五条 県費負担教職員の研修は、地方公務員法第三十九条第二項の規定にかかわらず、市町村委員会も行うことができる。
- 2 市町村委員会は、都道府県委員会が行う県費負担教職員の研修に協力しなければならない。

(県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用)

第四十七条の二 都道府県委員会は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、その任命に係る市町村の県費負担教職員(教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭)(同法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者(以下この項において「再任用職員」という。))を除く。))並びに講師(再任用職員及び非常勤の講師を除く。))に限る。))で次の各号のいずれにも該当するもの(同法第二十八条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者を除く。))を免職し、引き続き当該都道府県の常時勤務を要する職(指導主事並びに校長、園長及び教員の職を除く。))に採用することができる。

- 一 児童又は生徒に対する指導が不適切であること。
- 二 研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められること。
- 2 事実の確認の方法その他前項の県費負担教職員が同項各号に該当するかどうかを判断するための手続に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めるものとする。
- 3 都道府県委員会は、第一項の規定による採用に当たっては、公務の能率的な運営を確保する見地から、同項の県費負担教職員の適性、知識等について十分に考慮するものとする。
- 4 第四十条後段の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条後段中「当該他の市町村」とあるのは、「当該都道府県」と読み替えるものとする。

(指定都市に関する特例)

第五十八条 指定都市の県費負担教職員の任免、給与(非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行つたために要する費用の弁償の額)の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

2 指定都市の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

(中核市に関する特例)

第五十九条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)(の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条の規定にかかわらず、当該中核市の教育委員会が行う。

(中等教育学校を設置する市町村に関する特例)

第六十一条 市(指定都市を除く。以下この項において同じ。)町村の設置する中等教育学校(後期課程に定時制の課程のみを置くものを除く。次項において同じ。)(の県費負担教職員の任免、給与(非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額)の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。

2 市(指定都市及び中核市を除く。以下この項において同じ。)(町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。

構造改革特別区域法(平成十四年十二月十八日法律第百八十九号)(抄)

(認定の取消し)

第九条 内閣総理大臣は、認定構造改革特別区域計画が第四条第八項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2・3 (略)

(学校教育法の特例)

第十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社を設置する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。以下この条及び別表第二号において同じ。)(が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二条第一項中「及び私立学校法第三条に規定する学校法人(以下学校法人と称する。)」とあるのは、「私立学校法第三条に規定する学校法人(以下学校法人と称する。)」及び構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している株式会社(次項、第四条第一項第三号、第六十条の二及び第百二条第一項において学校設置会社という。)(「と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学

校法人又は学校設置会社」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第三十四条、第四十条、第五十一条、第五十一条の九第一項、第七十六条及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項（第五十一条の九第一項において準用する場合を含む。）において同じ。」と、同法第六十条の二（同法第七十条の十において準用する場合を含む。）中「諮問しなければならない」とあるのは「諮問しなければならない。学校設置会社の設置する大学について第四条第一項の規定による認可を行う場合（設置の認可を行う場合を除く。）及び学校設置会社の設置する大学に対し第十三条の規定による命令を行う場合も、同様とする」と、同法第二百一条第一項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」とする。

2 前項の規定により学校教育法第四条第一項の認可を受けて学校を設置することができる株式会社（以下この条及び第十九条第一項第一号並びに別表第二号において「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。

- 一 文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。
- 二 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 三 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。

3（略）

第十三条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校（学校教育法第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。以下この条及び別表第三号において同じ。）を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児（次項において「不登校児童等」という。）を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によつては満たされない特別の需要に応ずるための教育を特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。）の設置する学校が行うことにより、当該構造改革特別区域における学校教育の目的の達成に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第二条第一項中「設置することができる」とあるのは「設置することができる。ただし、構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十三条第二項に規定する特別の需要に応ずるための教育を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人（次項、第四条第一項第三号及び第二百一条第一項において学校設置非営利法人という。）は、大学及び高等専門学校以外の学校を設置す

ることができる」と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置非営利法人」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置非営利法人の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十三条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第三十四条、第四十条、第五十一条、第五十一条の九第一項、第七十六条及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項（第五十一条の九第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）」と、同法第二百二条第一項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置非営利法人」とする。

2 前項の規定により学校教育法第四条第一項の認可を受けて学校を設置することができる特定非営利活動法人（以下この条及び第十九条第一項第二号並びに別表第三号において「学校設置非営利法人」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、不登校児童等を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。

- 一 文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。
- 二 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 三 当該学校設置非営利法人の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。
- 四 不登校児童等を対象として行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動の実績が相当程度あること。

3～5 （略）

第十九条 （略）

- 一 第十二条第一項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第四条第一項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員（教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下この項において同じ。）に雇用しようとする者
- 二 第十三条第一項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第四条第一項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者
- 三 その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する給料その他の給与をいう。）又は報酬等（同法第一条に規定する報酬等をいう。）を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者

2・3 （略）



